

Senior Managers' Regime と Certification Regime

——英国金融規制にみる国際私法的規律
ならびに新たなガバナンス——

藤 川 信 夫*

目 次

- 第一章 問題意識の所在
- 第二章 英国 Senior Management Regime とコーポレート・ガバナンス・コード
ならびに我が国への適用の示唆
- 第三章 Senior Management Regime における国際私法的規律
——海外銀行英国支店の取り扱いと域外適用の可能性——
- 第四章 上級管理者機能 (SMFs) 等における内容面の重複と錯綜の危惧
ならびに規制強化のジレンマ, 他業界への拡大適用の可能性
- 第五章 Senior Management Regime (SMR) における未調整項目の克服に向けて
- 第六章 域外適用の近時の司法判断と Senior Management Regime (SMR) の敷衍
- 第七章 Senior Management Regime の新たな展望
——ソフトローの法規範形成に向けて——

第一章 問題意識の所在

本稿は、国際金融法制の新展開として、英国金融法制に係る Senior Management Regime (SMR) とコーポレート・ガバナンス・コードに関し、域外適用など国際私法的規律を中心にとり纏めを図る。英国金融監督に関しては Approved Persons Regime (APR 役職員承認制度) が既に導入され、更に2016年3月導入に向けて銀行業界の上級管理者向けに Senior

* ふじかわ・のぶお 日本大学法学部教授

Management Regime (SMR) の施行が予定される。国際金融業界に大きなインパクトを与えている最新のテーマである¹⁾。直近になり、非預金取扱金融機関への拡大適用(2018年)が提示されるなど、内容面さらには実施時期についてなお細部が調整中である。コーポレート・ガバナンスについては主としてコンプライアンス(遵法性)などの面の監視機能を担う非業務執行(社外)取締役の独立性、役割などとにかく焦点があったが、企業価値創造を実際に果たす執行側の上級管理者機能(SMFs)に対する規律付けなどに考察対象が拡大され、またエンフォースメントが強化される点がポイントとなる。裁判例を通じたソフトローの変容が示される。アベノミクスの第三の矢である政府成長戦略の中核をなす日本版コーポレート・ガバナンス・コードの攻めのガバナンスとのアナロジーも意識され、我が国のガバナンス改革の実践において大きな示唆となる。

コーポレート・ガバナンスに関する議論は日々深化しつつあり、業種・規模などに応じて多様でもある。各上場企業は、2015年6月株主総会を終え、金融庁・東証の発出するコードへの対応を整えてきており、更に攻めのガバナンスの導入・実践に対処すべく、経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会(座長神田秀樹教授)は2015年7月「コーポレート・ガバナンスの実践——企業価値向上に向けたインセンティブと改革——」と題し、実践段階に向けた上場企業に対するガイドライン・ガイドラインともなるべき報告書を発出している。経営執行陣に適切にリスクテイクを行わせるか、報酬設計や役員賠償責任保険(D&O保険)のあり方等も含めて法的検討が進められている。敵対的企業買収防衛策に関して経済産業省および法務省の連名で策定され、法規範性を具有させる趣旨も滲むものとして適法性かつ合理性の高い買収防衛策のあり方を示した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月27日)を彷彿とさせる。本稿は、こうしたコーポレート・ガバナンスに関する急速な発展あるいは転換を睨みつつ、英国 Senior Management Regime に係る理論と実践につき、国際私法的規

律の視点も含め考察を図るものである。攻めのガバナンスの実践との関連を意識し、今後の我が国企業におけるコーポレート・ガバナンス改革に資することを念頭に置いている。

第二章 英国 Senior Management Regime と コーポレート・ガバナンス・コード ならびに我が国への適用の示唆

1. Approved Persons Regime から Senior Management Regime への転換 と上級管理者機能ならびに3つの防衛線モデル

Approved Persons Regime (上級管理者承認制度 APR) は、2000年に発効の FSMA2000 (Financial Services & Market (Banking Reform) Act 2000 英国金融サービス(銀行改革)法) section 59 が根拠となる法令(条項)であり、この法令に基づき FCA/PRA Handbook に詳細に規定されている。金融危機後の2009年に発表されたウォーカー報告書(Walker Review)で、取締役会議長(会長)である Chairman や非業務執行取締役(Non Executive Director NED)の責任と役割の強化や取締役会の内部委員会であるリスク委員会(Risk Committee)設置などのリスク管理態勢強化が提言され、当時の英国金融庁に当たる FSA もこの提言に基づき APR の一部変更を進めたが、有力金融機関(米系)のロビー活動などにより、従前のルールが概ね継続した状態にある。英国コーポレート・ガバナンス・コード(UK Corporate Governance Code)も Walker Review の提言を受けて逐次改訂されている。

かかる APR に関して行政審決事例が既に生じている。リスク・コントロールについては3つの防衛線モデル(the three lines of defence model)²⁾が採用されているが、リスク許容度については Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) (8 May 2012) 事件³⁾、コンプライアンス・金融犯罪については Standard Bank (22 January 2014) 事件⁴⁾が注目される。民

事制裁金が課徴されるほか、我が国独特ともいえる論功行賞的な人事ローテーションが否定されること、経営判断原則で本来は免責される領域ともいえる経営戦略面での齟齬を追求した側面があることなど、グローバル企業に大きな影響を及ぼしている。

英国 APR は2016年以降、特に銀行業界を対象に Senior Management Regime (SMR) への転換が予定される。NED のみならず、上級管理者機能 (Senior Management Function SMFs) の役割の議論と合わせて検討が進められ、英国金融業界において大きな反響を呼んでいる。

我が国では金融機関に対しては会社法、上場企業として金融商品取引法、更に銀行法などの業界規制が3層にかかっている。更に上場企業に対して日本版スチュワードシップ・コード (SWC) が2014年導入され、2015年6月日本版コーポレート・ガバナンス・コード (CGC) が東京証券取引所の遵守すべき規制として策定が進められる。英国でも一般法としての英国会社法、コーポレート・ガバナンス・コード (CGC) とスチュワードシップ・コード (SWC) に加えて、あるいはコード規律の内容として、特に銀行業界のみならず保険業界 (Solvency II firms) など広く金融機関を対象に SMR の規制がかぶせられることになる⁵⁾。

2. Senior Management Regime の問題意識ならびに背景

——大審院審決の存在——

Approved Persons Regime (APR) に関して、英国 Parliamentary Commission on Banking Standards (PCBS) が SMR の新たな制度を提言している。現在 Approved Person として FCA・PRA の管理下にある銀行員は全体の10%程度であるが、新制度では更に裾野を広げて、直接 FCA・PRA が管理できる人員数を増やすことが趣旨となっている。

即ち、英国では2016年3月施行を目指して、Senior Management Regime (SMR) の枠組み構築が進められている。英国金融サービス市場法を根拠法とし、一連のコードなどにより形成されるソフトローミックス

である。従前の上級管理者を対象とした規制当局の個別の事前承認制度である Approved Persons Regime (APR) を下部経営層や従業員にまで継承・拡大するもので、実際に企業価値創造を担う執行陣に対する規律である点で、とかく独立性や多様性、専門性などの議論が主となっていた監視機能を担う社外取締役にかかる議論とは、関連性は強いが、一線を画するものともいえる。コーポレート・ガバナンスの根幹をなす議論の1つでもあるが、投資家の観点に立つスチュワードシップ・コードよりも、より企業経営の実践の現場に近い領域の考察となる。

背景には、国際的な金融危機、近年の Libor 金利不正に加えて、ロンドン金融資本市場の国際競争力向上、規制コスト削減などの競争政策上の思惑、更には UBS 事件において英国金融規制機関の FCA の行政処分が大審院審決において覆されたことも存在する。2012年 UBS 事件 (John Pottage v. FSA (FS/2010/0033)) において、Approved Persons に関する第7原則 (Principle 7 of the Statements of Principle for Approved Persons) 違反が問われたが、規制当局が証明責任を負う個人責任の追及ができなかったことが Senior Management Regime への転換の一因とされている。集団的意思決定、経営判断による個人責任の追及が困難となり、不正・コンプライアンスに止まらず、戦略面にかかる意思決定、即ち適切なりスクテイクを採って企業価値向上を図らなかつたという経営戦略・実行面の積極的妥当性に関する経営陣の責任も含めて論点となったものと思料する。

3. 英国の金融監督体制改革

英国の金融監督体制改革をみると、2012年金融サービス法により2013年4月をもって FSA (Financial Services Authority 金融サービス機構) が解体され、FCA (Financial Conduct Authority) と PRA (Prudential Regulation Authority) に分割し、PRA は個別会社の監視・監督を担当する健全性監督機構、FCA は消費者保護および市場参加者の行為規制を担当する金融行為監督機構として機能させることとなった⁶⁾。その上で PRA を中央銀

行であるイングランド銀行 (BOE) の傘下におくことを改革の主内容とする。FSA 解体とイングランド銀行への権限集中を目論むものである。

4. Senior Management Regime の意義と要諦ならびに我が国への適用の示唆

(1) Senior Management Regime の導入の意義と我が国への適用の示唆

Approved Persons Regime (APR) に関しては、上記の通り、UBS 事件 (John Pottage v. FSA (FS/2010/0033)) 等を契機に実効性確保などの点から問題点が指摘され、企業価値創造を実際に担う上級管理者の Senior Management 層への対象の拡大、登録制度導入、エンフォースメントとしての刑事罰の規定、民事罰の面で挙証責任転換などを骨子とする SMR の導入へと改革が進められる。取締役会など集団的意思決定においては、個人責任が免責されがちであったことに鑑み、個人の説明責任、更に経営破綻を引き起こしかねない判断ミスは不正として扱い、責任追求を図らんとするところに主旨がある。経営面の積極的妥当性と消極的妥当性、コンプライアンスと著しい不正といった境界領域の議論ともなる。

またプリンシプルベースからルールベースへの揺り戻し、米国 FCPA (連邦海外腐敗行為防止法 The Foreign Corrupt Practices Act of 1977) あるいは英国 BA (賄賂防止法 UK Bribery Act 2010) などの国際不正行為防止法、コンプライアンス・プログラムおよび内部統制規定等のスキームの接近が窺われる。英国銀行改革法等を大元の根拠法令とし、また民事罰から踏み込んで、刑事罰を導入する限りは構成要件などの明確化も必要となる。従前のステュワードシップ・コードなどにおける Comply or Explain (遵守せよ、さもなければ説明せよ) のアプローチの枠を超えるものとも思料されよう。日本版コーポレート・ガバナンス・コード⁷⁾の実践においては、Comply or Explain のアプローチに関して、具体的な問題毎に使い分けられることが想定され、独立社外取締役導入に関しては上場企業においては事実上の強制となりかねない面もある一方、一般的な説明を持って足りる

規定もあるとされる。英国のような刑事罰規定の導入ではないが、さりとて罰則のない訓示規定というわけでもなく、我が国のコード導入についてはその中間段階のものといえようか。そもそも英国ではロンドン金融市場における Libor 金利不正などの経営面のコンプライアンス問題が制度導入の基底にあるところ、我が国では成長戦略の根幹としての動機があり、英国とは誘因が異なる。日本版 CGC の導入・実践において、いかに適切なりスクテイクを行ったかなど、執行陣である上級管理者機能 (SMFs) に関する報酬面等のインセンティブ付け、あるいは評価などの攻めのガバナンスにかかる規律付けとしては、直ちに刑事罰規定導入まで視野に入る局面ではなく、SMR のうち企業の自主的認定措置である Certification Regime (CR) 導入が当面は現実的となろう (私見)。

(2) Senior Management Regime の概要

Senior Management Regime (SMR) の内容について、APR の比較も交えて検討していきたい。議会 (Parliament) からの委任を受け、英国規制機関は銀行における個人責任を規律する新しい体制作りに取り組んでいる⁸⁾。英国 FCA とプルーデンス (健全性) 規制を担う PRA は、近時、個人の説明責任の基準を高め、銀行、住宅金融共済組合、信用組合と PRA 指定の投資会社で働く個人に対する規制を強化するために2014年7月30日共同諮問文書 (the Joint Paper)⁹⁾ 等を次々に公開している。

議会提案によれば、広義の Senior Management Regime (SMR)¹⁰⁾ は取締役と他の上級経営陣 (directors and other senior individuals) のための狭義の Senior Managers' Regime, 下級従業員のための証明制度 (Certification Regime CR) を含むものとなっている。これに伴い、個人の行動を管理する FCA と PRA において新しい行動規則 (new conduct rules) が発出される。この2つの体制は、現状の APR および APR のための原則とコード (statements of principle and code of practice) に置き換わるものとされる。

かかる提案は、2013年6月に銀行基準に関する議会委員会 (the Parlia-

mentary Commission on Banking Standards PCBS) から出された最終報告書 (Changing Banking for Good) における提言 (recommendations) の内容を基にしている。端的にいえば、現状の APR の下では個人の責任追及の範囲が狭く、効果的なエンフォースメントも十分なしえないことが PCBS において述べられ、2013年金融サービス法において新しい体制に対するフレームワークが包摂されたものである。

対象は英国法人の銀行、住宅金融共済組合と信用組合 (UK-incorporated banks, building societies, and credit unions)、PRA 指定投資会社 (UK-incorporated and PRA-designated investment firms (collectively, banks)) となる。2014年11月17日財務省は銀行サービス法に関して海外銀行の英国支店も SMR の対象範囲とする内容の協議文書を出している。

SMR は SMFs を実行する個人に適用される。SMFs は金融機関の規制活動に関連し、深刻な結果をもたらしかねないリスクを内包した業務の管理責任があることを内容とする。

(3) Senior Management Regime (広義の SMR) の要諦

(イ) Senior Managers' Regime (狭義の SMR)

第1に、Senior Managers' Regime についてみていきたい。協議文書 (the Joint Paper) によれば、新たな承認制度はその行動と決定が金融セクターと顧客に重要な影響を及ぼす上級管理者 (Senior Managers) に対するものとなる。具体的には銀行の取締役会、Executive Committee (EC) のメンバー (および同等の者)、特定の基準 (certain criteria) を満たす重要な事業の長、銀行内における重要なビジネス、コントロール、または行動に焦点を置いた機能に対して責任を有する個人、そして銀行の意思決定に対する重要な影響力を及ぼすグループあるいは親会社よって雇用されているこれらの個人を含むものである。

PRA で特定された Senior Management 機能を担う個人は、FCA の同意と共に PRA による事前承認を必要とするが、該当する機能が FCA に

より指定される場合は、FCA による事前承認が必要とされることになろう。SMR への移行の一部として、現在の APR により承認された個人は、Senior Managers に該当する場合、適用の移行期間が設けられる。FCA、PRA に対しては、個人が担っている銀行の事業領域に関する責任について企業による声明の提出が求められることになる。当局の承認のプロセスにおいては重要な役割を果たすもので、個人が担う責任において重要な変化がある場合、かかる声明は関連の規制機関に再提出する必要がある。

(ロ) Certification Regime (CR)

第 2 に、共同諮問文書においては、新たに証明制度 (Certification Regime CR) が含まれる。Senior Managers' Regime の規律には服さないが、規制活動に関連した役割を果たし、従って銀行あるいは顧客に重要な危害 (significant harm to the bank or its customers) を引き起こす可能性がある従業員に対して適用される社内で自主的な証明を図る制度である。PRA においてはこの証明体制は重大な危険を引き受ける者 (material risk-takers) に適用され、FCA においては顧客に直面する役割、証明を求められる従業員 (certified persons) を監督する個人、Senior Managers' Regime ではカバーされない、例えばベンチマーク提示者等の役割を担う者が全て該当する。Senior Managers は関連する下級従業員の評価と証明 (the assessment and certification) に対して責任を担い、毎年その適合性と適切性 (their fitness and propriety) を評価することを要求される。これは銀行においては重要なデュー・デリジェンスを行うべきプロセスとなる。

(イ)、(ロ)を含む広義の SMR の対象は APR の対象よりも拡大するが、(イ)の狭義の Senior Managers' Regime 自体の対象は APR の対象よりも狭くなる。APR の対象から Senior Managers' Regime の対象を差し引き、新たに下級従業員を加えたものが Certification Regime (CR) の対象となる¹¹⁾。

(ハ) 適合性と適切性 (fitness and propriety)

第3に、適合性と適切性 (their fitness and propriety) に関して、2013年英国銀行改革法は、銀行に対して、Senior Managers の候補者または証明機能について、その担うべき機能を果たす上で適合かつ適切であることを確固たるものとし、従って各年その評価を行うこと、規制機関に対してかかる評価を行うことを怠った Senior Managers については報告を行うこと、評価されない従業員については証明の更新を拒否することを強制している。適合性と適切性の評価に関して、既に FCA のガイドラインが策定されているが、FCA は Senior Managers' Regime にそのまま適用する予定であり、また PRA は新たにガイドラインを設けるものとされるが、適合性と適切性を遵守する重要性は変わらない。

(ニ) 行動規則 (conduct rules)——2層 (two tiers) のルール——

第4に、行動規則 (conduct rules) に関して、純粹に単なる補助機能を実行する人員 (証明体制に該当する従業員よりも広範囲なグループ) を除き、共同諮問文書においては全ての Senior Managers、証明制度の対象のみならず、他の全銀行従業員にもあてはまる新たな行動規則が提案される。FCA と PRA は類似した規則を提案しているが、現在の行動規則を主として引用した内容となっている。提案される行動規則は2層 (two tiers) に分けられ、第1層は個人に対する行動規則であり、新制度 (the two new regimes) に従う全ての役割に適用される。第2層は Senior Managers のみに適用される行動規則であり、第1層の規則の内容を含むものである。

(ホ) エンフォースメント——証明責任の転換と刑事罰——

第5に、エンフォースメント (enforcement) に関して、規則違反が生じた領域に関して責任を有する Senior Managers は、民事責任における証明責任の転換 (Reversal of the burden of proof in cases of civil misconduct) により、違反の防止に向けて合理的な措置をとったことにつき FCA、PRA に

対する説明責任を負担する。金融サービス法では、現状の APR のスキーム以上に幅広い範囲の銀行の従業員に対して処分を科すことができるようになる。国内外のいかなる場所であろうと FCA, PRA は責任追及が可能となる旨が記される。

更に Senior Management の不注意な経営の誤り (reckless misconduct) に対する刑事罰規定が創設される。英国法人の銀行、住宅金融共済組合と PRA 指定投資会社に勤務する Senior Managers は、金融機関を破綻に追い込む原因になった戦略面の決定に関して、新しく設けられた処罰規定の下では潜在的に刑事責任追及に晒されることになる。これまで財務省は、海外銀行の英国支店の Senior Managers にはかかる処罰規定を適用しない旨を定めている。該当行為の域外適用はなされても海外銀行の現地法人の Senior Managers には刑事責任追求はされないものと現状では理解されるが、課徴金など民事責任は追及されるものと思料される。海外銀行の英国支店に関する規制の動向には未確定な要素がある。

(ハ) 責任マップとタイムテーブル

FCA と PRA は、銀行が自らのマネジメントとガバナンスに関して、就中、一般的な経営責任、レポーティングライン、組織構造の配置について、詳細かつ最新の責任マップ (Responsibilities maps 責任の図解) を策定することを提唱している。共同諮問文書の協議期間は2014年10月31日に期限切れになっているが、最終規則が年度末までに発表されると予想されていた。しかしながら財務省による最近の協議文書 (2015年1月30日に期限切れを迎える) によれば、実施に向けたタイムテーブルが2015年度にずれ込むことを示している。概して PRA は英国支店に対して、ブルーデンス (健全性) 規制に関してより負担の軽いライトアプローチ (a lighter approach) を採用し、また FCA も英国の銀行に向けてかなり類似したアプローチをとることが予想される。

第三章 Senior Management Regime における国際私法的規律 ——海外銀行英国支店の取り扱いと域外適用の可能性——

1. Senior Management Regime と外国銀行の英国支店に関する説明責任

PRA は2015年3月16日協議文書「外国銀行の英国支店に関する説明責任の強化 (Strengthening accountability in banking: UK branches of foreign banks)」(CP9/15)において、Senior Management Regime (SMR) が必要な限りにおいて外国銀行の英国支店にも適用されることを提案している¹²⁾。EU 法下の英国 EEA (欧州経済圏 European Economic Area) 支店に PRA の権限が及ぶ限度内で、英国 non-EEA 支店に対しても権限が及ぶとする内容である。

新たな英国 non-EEA 支店に対しては、SMFs を有する海外担当の長に対して事前承認が求められる。更に CFO (最高財務責任者)、CRO (最高リスク責任者) ならびに内部監査部長も SMFs に対応して承認が求められる。また他のグループ企業 (group entity) であっても、当該支店において Group Entity Senior Manager として英国内での規制された活動に関する経営管理や行動面の意思決定を行う場合、PRA の承認が必要となる。例として欧州・中近東・アフリカ地区担当のグループ・マネジャーとして、英国内業務につき上位者としての決定を行う場合は、英国支店に常住しない場合も承認を求められよう。

この場合、本社所在地において海外事業部門の指揮・命令系統が存在する場合、本社部長についても承認が求められ、ひいては不祥事などにおける責任を追及、あるいは課徴金・刑罰を科されることになるのであろうか。今後の疑問点となるであろう。関連の事案として、米国の海外汚職行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act FCPA) (1977年施行) の域外適用事例として、近年では現地エージェンシーを経由した現地政府高官への贈賄 (ブリヂストン株式会社) 事件があり、邦人で初めて FCPA 違反の

刑事責任を問われた国際カルテル疑惑事案である（マリンホース事件）¹³⁾。同様の主旨のものとして、英国では英国贈収賄防止法（UK Bribery Act 2010）が2011年施行されている。

2. Certification Regime と行動ルール

Certification Regime と行動ルールに関しても Senior Management Regime と同様に non-EEA 支店に適用される。例として、PRA の報酬規則において重大なリスクを負っている個人（Material Risk Takers）として認定されたスタッフなどが該当する。

3. Senior Management Regime におけるエンフォースメントと海外銀行の英国支店に係る域外適用の懸念

Senior Management Regime（SMR）では、エンフォースメントに関して、規則違反が生じた領域に関して責任を有する Senior Managers は、民事責任における証明責任の転換により、違反防止に向けて合理的な措置をとったことについて FCA、PRA に対する説明責任を負担する。銀行改革法では、APR のスキーム以上に幅広い範囲の銀行の従業員に対して処分を科すことができ、国内外のいかなる場所であろうと FCA、PRA は責任追及が可能となる。更に英国法人の銀行、住宅金融共済組合と PRA 指定投資会社に勤務する Senior Managers は、金融機関を破綻に追い込む原因になった戦略面の決定に関して、新しい処罰規定の下では潜在的な刑事責任追及にも晒される。財務省は海外銀行の英国支店の Senior Managers にはかかる処罰規定を適用しない旨を定めている。該当行為の域外的な適用はなされても、現地法人の Senior Managers には刑事責任の追求はされないものと現状では理解されるが、課徴金などの民事責任追及規定は適用されるものと思料され、規制動向には未確定な要素がある。

(1) FCA の対応

2015年3月16日協議文書 (FCA15/10, PRA9/15)¹⁴⁾ では、行為規制を担う規制官庁である FCA は EEA (欧州経済圏 European Economic Area) 域外金融機関の在英支店に係る認定制度を提案する。業務ライン (Overseas Branch Senior Manager OBSM SMF20), マネーロンダリング (Money Laundering Reporting Officer MLRO SMF17), コンプライアンス (Compliance Oversight SMF16) の各担当を必須機能とする。SMR の域外適用などに関しては、英国の監督方針では以前から大規模支店を準子会社とみなし、支店内の業務管理に完全な責任を負うことを要求しているため、在英支店内の全管理職を SMFs として登録する必要はないこと、外銀子会社・支店が現地マネジメントにより適切に統治されている場合は法域を超えて親会社個人に対する規制適用 (域外適用) は必要最低限に抑えられるべき旨を全銀協が要望している (2015年5月)¹⁵⁾。

(2) PRA の対応

PRA は、SMR の支店に対する適用の拡張として、新たな non-EEA 支店では全体を統括する海外支店の長 (Head of Overseas Branch) は CEO に近似した (akin to) SMFs の担い手 (SMF19) として個別承認を必須とする¹⁶⁾。この他、Chief Finance function (SMF2), Chief Risk function (SMF4), 内部監査部門長 (Head of Internal Audit SMF5), グループ企業の Senior Manager (Group Entity Senior Manager SMF7) も任意の重要な機能として承認を求められる。内部監査部門長については、独立社外取締役による監査委員会とは異なって業務執行側に位置付けられており、監督アプローチが第3の防衛線 (third line of defence) である金融機関自身が行う内部監査の重視に変容しつつあることの証左ともなろう。グループ企業の Senior Manager は、英国の金融規制に関するマネジメントあるいは行動について直接の決定を行っている場合には承認を求められる (欧州、中近東およびアフリカ担当長など)。最終規則は2015年発刊、2016年第1四半期

発効の予定である。

また、SMR に規定する上級管理者機能 (SMFs) の扱いに関して、本社も含めたグループ企業全体への影響も実質的な域外適用として懸念される。

4. 英国外銀支店ならびに銀行の役職員個人に関する規制の邦銀への影響

2015年3月 FCA 提案の EEA (欧州経済圏 European Economic Area) 域外金融機関の在英支店に係る認定制度について、英国の監督上の方針では以前から大規模支店を準子会社とみなし、支店内の業務管理に完全な責任を負うことを要求している。これに対して在英支店内の全管理職を SMFs として登録する必要はないこと、外銀子会社・支店が現地マネジメントによって適切に統治されている場合に、法域を超えて親会社個人に対する規制適用は必要最低限に抑えられるべき旨の要望が2015年5月全銀協から以下の通り出されている。

(1) 英国外銀支店に係る規制

(イ) PRA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る上級管理者の役割

PRA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る上級管理者の役割 (SMFs) について、在英支店の戦略実施に責任がある役職者は在英支店内の役職者であり、既存の APR で在英支店の戦略立案に携わり登録している本国の役職員は SMR の新制度の下では SMF7 (Group Entity Senior Manager) としての登録は不要となること、外国銀行支店の上級管理者は刑事罰 (禁固・罰金) 不適用の記載があるが、銀行破綻時に限定されるかが不明確なことなどについて疑問が提示されている。

(ロ) FCA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る上級管理職の役割

FCA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る上級管理職の役割一覧について、海外支店上級管理者 (Overseas branch senior manager (SMF20)

(OBSM) function) (Appendix 1.7 パラグラフ6.2, 本文パラグラフ2.6, 5.3) の定義が不明確であり、支店の活動・営業部門・マネジメントに責任を持つ役員(協議文書パラグラフ1.26)につき、在英支店内の全管理職を SMFs として登録する必要はないこと、OBSM の認定に際して、経営委員会(Executive Committee)等の合議体は諮問機関であり、支店長のみが決裁権限を有する場合もあり得るため、支店長のみを捕捉すれば足りる。規制当局との対話を通じ、個別行において異なるガバナンス構造を考慮すべきこと。

(イ) PRA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る所定の責任リスト

PRA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る所定の責任リストについて、適切性かつ比例原則に基づき、PRA が監督する責任11(本文パラグラフ2.24 table6)の範囲は財務報告、規制報告、上級経営者の体制・システムおよび統制(Senior Management Arrangements, Systems and Controls SYSC)宣誓を対象としている。実際には異なる種類の報告は銀行の様々な分野(財務、オペレーション、コンプライアンス、リスク管理)に及び、関係者も多岐に亘るため、責任を複数の個人に割り当てることは可能としても、責任の範囲が細分化されていないため、監督権限のない責任が割り当てられる可能性があり、各個人の責任範囲の割り当て方法が不明確となる怖れがある。最高財務責任者(CFO)をみても財務報告に対して直接的責任を有するが、規制当局の報告書に対しては監督または関与する権限がないこと。

(ニ) FCA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る認定制度

FCA 提案の EEA 域外金融機関の在英支店に係る認定制度(CR)に関して、英国顧客と取引を行っている英国外の個人の適用は、英国顧客との取引の関与の度合いに応じた規則上の責任配分が図られるように適切に実施すべきであること。機関投資家や企業を対象としたホールセール顧客の大口取引について、顧客の関係構築のために英国の上級管理者に対して

顧客の帯同訪問などを在英支店から要望することが想定され得るが、この場合に英国外の上級管理者は英国顧客との取引で実務上の重要な役割を果たすことはなく、英国外の上級管理者に認定制度を適用することは不適當な場合もあり得ること。

英国の監督上方針では、以前より大規模な支店を準子会社とみなし、当該支店は支店内の業務の管理について完全な責任を負うことを要求しているため、英国外の個人に対する規制適用は必要最低限に抑えられるべきこと。

犯罪履歴確認は SMR のみならず、認定制度 (CR) においても必要か明確にすべきこと。

(ホ) FCA による在英支店に対する認定制度の適用範囲の潜在的変更・変化

FCA による在英支店に対する認定制度の適用範囲の潜在的変更・変化について、ホールセール業務に関わる全ての個人に適用範囲を拡大する場合、FCA は捕捉を意図するリスクの範囲を明確にすべきである。最下級のトレーダーもシステム障害等の不可抗力に起因してリミット制限を超過した結果として規則違反となり、日常業務を通じて重大な損害をもたらし得るため、個人責任を問うことが不合理となることもある。かかる場合に規制を及ぼし、捕捉する意図がない点を明確にする必要があること。

(ヘ) FCA による在英支店に対する行為規則違反の報告に関する潜在的変更・変化

FCA による在英支店に対する行為規則違反の報告に関する潜在的変更・変化に関して、上級管理者による不正発覚後、7日以内に PRA・FCA 宛に報告するように求めているが、事実関係の確認等に要する期間に鑑み7日以内は短すぎると考える。不正が発覚したものの、不正を行った者を容易に特定できない場合、調査等に時間を要し、7日以内には報告ができない場合が考えられる。併せて、不正発覚からの具体的な手順・基準・報告方法の明示が望まれること。

(ト) 在英支店内の上級管理者機能に係る不適用措置

在英支店内の既存の承認者に対する FCA および PRA 提案の上級管理者機能に係る不適用措置（グランドファザリング grandfathering）について、CF29（Appendix 1.7パラグラフ6.2、本文パラグラフ5.3）の OBSM に対する不適用措置を金融機関のガバナンス体制等に応じて十分に実施すべきこと。

(チ) 規定抵触時の量刑に関して、より明確化が図られるべきこと。

(2) 銀行の役職員個人に関する規制

2014年7月30日 PRA・FCA 協議文書「銀行の説明責任の強化：銀行の役職員個人に関する規制の枠組み」が公表され、2014年10月31日全銀協からは以下のコメントが発出されている。

職業規範や企業文化、コーポレート・ガバナンス等の強化を目的とした役員等個人の責任に係る規制強化の必要性は認識されるが、英国におけるガバナンスという意味では外銀子会社や支店が現地マネジメントによって適切に統治されている場合、その親会社や本社の個人を規制の対象とする必要は必ずしもないと考えられる。外国の親会社の個人を規制の対象にすることは、英国の法域を超えて外国の企業を規制することに繋がり、国際的協調の観点からも適切でない可能性がある。

第四章 上級管理者機能（SMFs）等における内容面の重複と錯綜の危惧ならびに規制強化のジレンマ、他業界への拡大適用の可能性

1. 英国会社法・コード・規則・ガイダンスなどの内容面の重複と錯綜の危惧

非業務執行取締役（NED）など上級管理者機能（SMFs）に関して、直

近に PRA, FCA から Senior Management Regime (SMR) に係る何重もの詳細な上乘せガイダンス等が相次いで示されている。私見であるが、従前FRCが英国コーポレート・ガバナンス・コード(直近では2014年6月改訂版)などコードによる規律付けを行っており、SMRにおける行動規則等との整合性、一体性が議論となると思料する。SMRはソフトローからルール色彩を織り込む変化の過程にあるといえ、多重に類似規制が存在することも制度移行期の過渡的形態として想定はできるが、政権交代後のFSA解体、ツインピークス移行後の縄張り争いも背景にあり、プリンシプルベースの限界を示してもいようか。

FCAが上級管理者機能(SMFs)としてSenior Management Regime(SMR)に規定する非業務執行取締役(NED)等の内容は、Code of Conduct(FCA)に記載されるNED等の役割・責任の部分に符合していることが窺えた。詳細はコードにおいて内容が規定されていることになる。SMRは金融機関限定のスキームであるが、鳥瞰すると上場企業全般に影響を及ぼす大きな枠組みの中にある。細部に亘り、重複部分も少なくなく、未整理で追加されつつある感もあり、分かり難さが残るだけに、規制当局の恣意的適用も懸念される。金融市場サービス法(FSMA)に組み込まれるSMRと異なり、Code of Conductの内容に係る部分はソフトローとしてのエンフォースメントの弱さもあろう。

PRA提示のSMFsに関して、英国会社法251条で規定されるShadow director position(影の取締役)の判定基準をGroup Entity Senior Manager(SMF7)の判定基準として明確化すること、PRAの責任分野リストにはビジネスモデルの発展・維持など取締役会・傘下委員会の責任として既に規定されているものもあり、これを特定の取締役に割り当てることはガバナンス構造、英国CGCの取締役会権限規定に照らして不適切となる恐れがあること、外国銀行支店の上級管理者は刑事罰(禁固・罰金)不適用の記載があるが銀行破綻時に限定されるかなど規定抵触時の量刑に不明確さがあること、PRAの責任の割当方法について、定義が抽象化し結果責任

を問うことにならないように明確化が必要であること、特に企業の文化や基準のリードなど上級管理者の役割として期待される内容ならびに検証方法と基準の明確化、繰延報酬の減額、報酬クローバック (clawback 払い戻し) の実効性確保、恣意的運用の忌避のため懲罰的措置が発動される抵触要件を明示すべきこと等が指摘されている¹⁷⁾。

私見であるが、FSMA に授權の根拠を得ていても会社法と規則のような法制度内の一体性ある関係でなく、あくまで SMR 自体はコード規律としての内実を有し、ソフトローとハードローの性格の併存形態であり、プリンシプルベースの内容といえよう。詳細部分は一般的なソフトローである Code of Conduct に規定されている形となるが、この部分はエンフォースメントの実効性が課題となる。行動面に限っても SMR の行動規則、FCA の Code of Conduct、ガイダンスにおいて内容面で重なりが生じている。全体として不明確であり整理を図る必要もあろうが、逆に規定の実施のためには SMFs の更なる細分化と正確な責任の割り当てを望む実務界の要望が出されつつあり、ルールベースへの転換に向けた局面におけるジレンマとなろう。日本版コードも会社法の上乗せ規制となるが、2015年改正会社法にはコードの記載はない。日本版コードのエンフォースメントの弱さを示すものといえるが、他方、東証上場規則として適用され、事実上の強制力がある点では英国 CGC に共通する。FSMA と SMR の関係との相違点であると思料する。

2. 新たな規制強化のジレンマ——非業務執行取締役 (NED) と上級管理者機能 (SMFs) の境界の不明確さなど——

特に全般的に NED と SMFs の区分境界が明確さを欠いている感があり、銀行の役員員に関する最新の協議文書においてもその旨が示されている¹⁸⁾。当初は NED については SMR の対象から除外するとアナウンスしていたが、特定の機能については調整を図るとしており、重複する領域があることを肯定している感がある。重複が生じる場合、SMR の制度導入

により懸念されることとして、監視される対象である経営執行陣の責任に関して、NED が以下の内容を有するようになることを甘受 (take on) せざるを得なくなることが挙げられる。NED の独立性を損ねること、集団的意思決定の原則 (the principle of collective decision-making) を弱めること¹⁹⁾、質の高い NED を獲得する企業の能力を制約することも懸念されよう。

Senior Management Regime (SMR) のスキーム全体として、柔軟性 (flexibility) に重点があり、Approved Persons Regime (APR) では個人の担当する職務のタイトル (the job titles that individual may hold) に焦点を当てていたが、Senior Management Regime においては適切な役割 (the right roles) に対する明確な理解を企業が確かなものとすることに重きが置かれる。

私見であるが、PRA が監督する責任内容などが複雑で不明確なため、更なる細分化・明確化の要望を実務・業界から出されるが、プリンシプルベースから外れて、ルールの詳細、ガイドライン等の提示を行わないと新規定が機能しないことを示している。

プリンシプルベースからルール化に向けた局面でのパラドックスといえよう。規定内容の明確化により規制当局の恣意性は抑制されるとも考えられるが、細かな規則が重層的にかかり、むしろ規制は強まる方向になると思料される。

第五章 Senior Management Regime (SMR) における 未調整項目の克服に向けて

1. Senior Management Regime (SMR) における未調整項目

SMR に関しては、2016年3月導入を目途として精力的に各種の協議文書、ガイダンスなどが発出される中、未調整項目の克服の問題が喫緊の課題となっている。調整済みの項目も含め、英国内設立企業、non-EEA 銀

行の支店、EEA 銀行の支店に分け、私見を交えて要点を整理しておきたい²⁰⁾。SMR の根幹に関わる部分もあり、こうした検討を通じてガバナンス全体の考察も深まろう。

2. non-EEA 銀行の英国支店に関する未調整項目

(1) Senior Managers' Regime

先ず調整済みの項目であるが、PRA では SMF19 (Head of Overseas Branch) を上級管理者機能として提示している。典型的には当該支店において CEO に類似した機能を担う個人が対象となる。大規模支店で執行機能としての SMFs (Executive SMFs)、即ち CFO (最高財務責任者)、CRO (最高リスク責任者)、Head of Internal Audit (内部監査部門長) の地位にある場合は、PRA は関連する SMFs の機能を具備することを要求することになる。海外にいる個人が当該英国支店における規制活動に関する経営管理、意思決定の責任を担っている場合 (例として Head of EMEA (Europe, Middle East and Africa)) は、PRA は Group Entity Senior Manager としての承認を求めることになる。

FCA に係る未調整項目として、執行機能の The Executive Director (SMF3) function は、当該支店の関連でのみ Senior Management に適用され、企業全体の関連で適用されるものではない。この The Executive Director function は、SMF3 の機能を担う個人が存在しない場合は要求されないものであり、The Director function を担う個人が当該支店に存在しない場合にはこうした SMFs を充足するものではないことになる。

The Other Local Responsibility (SMF22) function は non-EEA 銀行の英国支店に適用されることになろう。当該支店は、支店の活動、業務、経営管理について地域的な責任を担う個人を設定することが可能であるが、支店の関連で特段これ以外の SMFs を担う旨の承認は必要ない。私見であるが、SMF22 として包括的にカバーされるという趣旨であろう。

この The Other Local Responsibility function は、当該地域の責任を担う

個人が他の SMF を担う個人としては一切承認がされていない状態においてのみ適用されることになる。かかる SMF22 は PRA, FCA の責任規定 (PRA or FCA Prescribed Responsibilities PRs) としての割当てを行うことができないことは留意がされる。

(2) 責任の声明

責任の声明 (Statements of Responsibility) に関し、提出様式 (The SoR forms) は各支店毎の異なる性格を考慮に入れ、修正が図られてきた。この form は支店のみに係る地域の責任に焦点を当て、SMFs (上級管理者機能) と PRs の支店として縮小された責任を含むものである。PRA, FCA は non-EEA 支店、EEA 支店に分けて異なる様式を整えようとしている。

(3) PRA, FCA の責任規定

全ての non-EEA 支店は、規模に関係なく、12の PRA, FCA の責任規定について za から zl に至るまで²¹⁾適用されることになる。この点も未調整項目である。

かかる責任規定は従前の規制対象である Approved Persons に割当てられなければならないが、責任規定は SMF22 (Other Local Responsibility function) を含む NED 機能を担っている個人に対しては割当てすべきではない。この点は調整済み項目である²²⁾。

(4) Certification Regime

Certification Regime (CR) に関しては未調整項目もいくつか存在するが、FCAはその協議文書 (CP15/22) の中で、かかる規制を市場全体に拡大することを提示している。私見であるが、SMR の規制の中で、Senior Managers' Regime は狭くして厳格適用とし、他方 CR の自主規制に関しては規制コストの低減にも繋がり、対象を拡大適用せんと企図するものと思料される。

3. EEA 銀行の英国支店に関する未調整項目

Certification Regime (CR) の視野 (Scope) に関して、FCA は CR の制度を重要なリスクテイクヤー (Material Risk Takers MRTs) を含め、英国の顧客、EEA 支店に対して重要な害を引き起こしかねない者に適用する意図であるが、あくまで当該支店に関連して必要な限りにおいてのみ適用を制限する。この点は調整済みである。未調整項目として、破綻時における分別管理を定める FCA の顧客資金取扱規定である CASS (Client Assets Sourcebook) の監視機能 (The CASS oversight function) が EEA 支店に適用される予定である。

第六章 域外適用の近時の司法判断と

Senior Management Regime (SMR) の敷衍

域外適用に係る近時の米国判例の全般的な傾向をみると、FCPA、CFAA (Computer Fraud and Anti-Abuse Act CFAA (18 USC §1030)) など米国法の過度に広い域外適用を米国司法省などが積極的に求めていることに対して、米国の裁判官は懸念し始めており、謙抑的姿勢を示しているといえることができる。裁判所は司法省による域外適用の制約要因となろう (Joseph L. Hoffmann 教授)²³⁾。域外適用に係る司法判断の動向は、世界的な規範形成の一環でもある²⁴⁾。

翻って英国の SMR に係る域外適用についてみると、私見となるが、SMR の外国銀行支店、本国の本社に対する域外適用などに関する規制当局の姿勢については、施行時期 (2016年3月7日) の前の段階であるが、近時の司法判断を受けたためか、抑制的とみられる。もっとも刑事罰規定導入などのエンフォースメントを強めるに伴い、制度導入後の姿勢の変化の見通しなどは不透明といえる。全銀協からも域外適用等に懸念が出される所以である。英国の政策方針は EU の中でも独自性を強めつつあり、またルールベースの米国とは根本的相違もあろうが、今後の SMR の方向性

を考察する上で大きな示唆となろう。プリンシプルベースにおけるルールミックスの顕現として、SMR における行動規範・ルールの整備が実効性確保の 1 つの鍵となるものと思料される²⁵⁾。

第七章 Senior Management Regime の新たな展望

——ソフトローの法規範形成に向けて——

英国金融規制と Senior Management Regime (SMR) を中心に、コーポレート・ガバナンス・コードなどソフトロー、判例法理等を含め、包括的、多面的考察を進め、Certification Regime (CR) などの我が国への適用可能性など日本版コーポレート・ガバナンス・コードの実践における攻めのガバナンスを念頭に検討を行ってきた。二重処分リスクと規律の多面性、ソフトローの法規範形成、今後の展望などについて指摘しておきたい。我が国のコーポレート・ガバナンスの実践では、攻めのガバナンスに関するインセンティブ等の問題に議論が集中している感があるが、その機能の内容、あるいは主体、積極的妥当性などに係る責任や義務など攻めのガバナンスに係る規律付けも検討が求められよう。英国 SMR は金融機関に関する規制であるが、攻めのガバナンスの実践において大きな示唆となる。

1. 英国金融規制のガバナンスに関する最新の監督指針案のフレームワークと Senior Management Regime

PRA は2015年 5月新たな協議書 (CP18/15)²⁶⁾ を発出し、ガバナンスに関する監督指針案のフレームワークと取締役会の責任について掲げている。Senior Management Regime (SMR) 施行の最終調整段階においてかかる協議書が出された背景には、英国コーポレート・ガバナンス・コードなど大枠としてのガバナンス原則、リテール部門のリスク分離を図る英国独自のリングフェンス政策等との理論的整合性、位置付け等を規制当局が

意識しているものと思料される。

2. 二重処分リスクと規律の多面性

APR, SMR を通じて本来の公法領域にガバナンス, リスクマネジメントなど私法的規律が導入され, ソフトローのハード化同様, 多面性を備えつつある。ケースローによるハードローの法規形成の道程ともいえよう。ここで多重適用に関して, 現地法人において進出先のコードと母国規制機関による二重処罰リスクが懸念される。国際競争力喪失にも繋がりがねず, 国際連携と独自性発揮の同時進行によるジレンマともなろう。国際連携により情報が入手しやすくなり, 母国でも規制庁の処分が同一内容に関して下される怖れがある。各国規制庁における独自性発揮の傾向が強まっている折, こうした傾向に拍車がかかる。企業側が不利益を甘受する根拠が明確に示される必要がありはしないか。

3. Senior Management Regime の更なる対象拡大と変容ならびにグランドファザリング

Senior Management Regime (SMR) については既存の Approved Persons Regime (APR) に代替する制度として導入が予定されていたが, 近時 APR の存続と SMR との当面の並立化が規制当局側からアナウンスされ始め, 更に最終段階になり, 急遽修正・拡大の動きも出されている。2016年3月の適用開始予定日に向けて, 残る未調整項目を含め, 精力的な最終調整局面に入っていることを示している。

直近において英国財務省 (HM Treasury) からプロポーザルが発せられ (2015年10月)²⁷⁾, ① Senior Management Regime (SMR) の Senior Managers' Regime と Certification Regime のスキーム (SR & CR) は, 銀行, 住宅組合, 信用組合と PRA 指定投資会社 (banks, building societies, credit unions and PRA-regulated investment firms) を対象に2016年3月7日施行されるが, 責任の推定 (the presumption of responsibility), 行動規則違反の要

件に関しては切り離される (apart from) 方向性が打ち出されつつある。また銀行セクターは、2017年3月7日までに既存スタッフの自社承認を終えること (to complete the certification of existing staff) が求められる。② SR & CR の新制度は対象が当初予定と異なり、非預金取扱金融機関にも拡大される。拡大適用 (the newly extended regime) については、当局は2018年度施行を企図している。

即ち、① 証明責任の転換の規定を設ける予定であったが、拡大した広範な対象者に対して、挙証責任自体は規制当局側にあるとしつつも、一律に金融サービス市場法という制定法上の正規の義務として別途要件、効果を定めていくことにより、Senior Managers の個人責任追及を寧ろ進め易くする趣旨と思料されよう。② Senior Managers' Regime の部分の適用は当初は預金受入金融機関等のみが対象であったが、全ての金融機関を適用対象とし、拡大適用の導入時期は2018年の見込みと述べられている。現状で未調整項目の課題が残り、自主性の強い Certification Regime (CR) よりも再度規制の厳しい Senior Managers' Regime 主体にシフトしてきた様相も窺える。強制力が強まることで、規制当局の否定的なアナウンスにも関わらず、域外適用の面の懸念も再び出てこよう。規制当局が初期の問題意識である個人責任の追及厳格化に戻って英国独自の政策面を優先し、安易な市場誘導でなく、徹底的に問題点を洗い出して、急がば回れの観点から、金融資本市場競争力の課題に取り組み始めたことを示していよう。

4. ガバナンス・フレームワークとソフトローミックス、ソフトローの法規範形成

英国金融規制のガバナンスのフレームワークと SMR 策定に至る議論は、2015年6月総会を終え、日本版スチュワードシップ・コードならびにコーポレート・ガバナンス・コードの策定・導入を経てアベノミックスの第3の矢の根幹である攻めのガバナンスの実践段階を迎えている我が国ガバ

ナンス改革にとっても軌を一にする部分が多く、意義深いものがある。SMR に関する域外適用については、規制当局は現時点で抑制的な運用方針を示すが、エンフォースメントの実効性を確保すべく、将来は米国 FCPA 同様に積極的になる可能性もある。競争力強化か、課徴金重視かなどの競争政策面の思惑も絡もう。2012年 UBS 事件 (John Pottage v. FSA (FS/2010/0033)) において規制当局の行政処分が大審院審決において覆された司法判断を契機に、Approved Persons Regime が Senior Management Regime に変容を遂げ、エンフォースメントを強化したハードローとの渾然一体化の性格を強めつつあることを鑑みれば、ケースローを通じたソフトローの法規範形成の道程が窺えよう。

- 1) 拙著『国際経営法の新展開——会社法改正ならびに金融法とコーポレート・ガバナンス、ステュワードシップ・コードの接点——』文眞堂 (2014年12月) 1-384頁 (同書は2015年9月日本リスクマネジメント学会優秀著作賞を受賞している)。拙稿「英国金融法制と Senior Management Regime——コーポレート・ガバナンス・コードの交錯、裁判例を通じたソフトローの変容、上級管理者機能 (SMFs) および域外適用——」日本法学第81巻2号 (2015年10月) 1-61頁, 同「英国ステュワードシップ・コードと Approved Persons 制度——域外適用と金融機関のリスクガバナンスならびに監査等委員会制度などの接点——」日本法学『日本大学法学部創設125周年記念号』第80巻2号 (2014年9月) 415-467頁, 同「忠実義務と非業務執行取締役の考察——米国の忠実義務の規範化概念と英国会社法の一般的義務, 英国ステュワードシップ・コードと Approved Persons 制度等の接点——」日本法学『山川一陽教授古希記念』第80巻3号 (2015年1月) 439-492頁, 同「英国ステュワードシップコード, コーポレート・ガバナンス・コードの理論と実践——英国における新たなガバナンス規範と非業務執行取締役ならびに我が国の導入に向けて——」法学紀要 (2015年3月) 第56巻35-140頁, 同「国際取引における域外適用ルール統一化ならびに秩序形成に向けて」日本法学第79巻 第1号 (2013年6月) 36-41頁。
- 2) バーゼル銀行監督委員会の2011年12月中協議文書「銀行の内部監査機能」では原則13説明文の paragraph 55に3つの防衛線モデルが示される。
- 3) Financial Services Authority, FINAL NOTICE To: Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) Ltd. Date 8 May 2012, <http://www.fsa.gov.uk/static/pubs/final/msicel.pdf>, <http://www.fca.org.uk/static/documents/annual-report/fsa-annual-report-appendix-2.pdf>
- 4) Financial Conduct Authority, DECISION NOTICE To: Standard Bank PLC, Date: 22 January 2014,

- <http://www.fca.org.uk/static/documents/decision-notice/standard-bank-plc.pdf>
- 5) Prudential Regulation Authority, Bank of England, Consultation Paper FCA CP15/5 PRA CP7/15 “Approach to non-executive directors in banking and Solvency II firms & Application of the presumption of responsibility to Senior Managers in banking firms” February 2015.
 - 6) 小立敬「英国の新たな金融監督体制——マクロブルーデンスに重点を置いた体制づくり」月刊資本市場 No.323 (2012年7月) 28-34頁。
 - 7) 油布志行・金融庁総務企画局企業開示課長「コーポレートガバナンス・コードについて」日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク講演 (2015年4月8日)。
 - 8) UK Financial Institutions: Proposals for New Senior Managers and Certification Regimes, by William Yonge, Financial Services Practice, Morgan Lewis.
 - 9) PRA CP14/14 and FCA CP14/13 – Strengthening accountability in banking: a new regulatory framework for individuals.
 - 10) 当初の協議書などでは Senior Management Regime でなく, Senior Persons Regime と表されていた。また Senior Managers’ Regime をもって SMR と記す協議書などもある。本稿では, Senior Managers’ Regime, ならびに Certification Regime (CR) の全体をもって Senior Management Regime (SMR) と統一して記し, 考察を図った。
 - 11) The FCA and PRA Senior Managers and Certification Regime – The new landscape, Allen & Overy LLP 2014.
 - 12) Strengthening accountability in banking: UK branches of foreign banks – CP9/15, 16 March 2015. <http://www.bankofengland.co.uk/pr/Pages/publications/cp/2015/cp915.aspx>.
 - 13) 2011年9月15日 DOJ (米国司法省) と2800万ドルの支払いで和解。拙稿「新たな国際汚職行為防止法の考察——域外適用と Red Flag 対処義務——」政経研究第50巻第3号秋山和宏教授古希記念号 (2014年3月) 609-654頁。経済産業省知的財産政策室「平成23年度 中小企業の海外展開に係る不正競争等のリスクへの対応状況に関する調査 (外国公務員贈賄規制法制に関する海外動向調査) 同報告書」日本能率協会総合研究所 (2012年3月) 3-63頁。共謀罪 (conspiracy) が成立する可能性があり (18 U.S.C §271), 米国当局は共謀罪を活用して外国企業に広く刑事責任を追及する傾向がある。
 - 14) Consultation Paper FCA15/10, PRA9/15 Strengthening accountability in banking: UK branches of foreign banks, March 2015., PRA CP14/14 and FCA CP14/13 – Strengthening accountability in banking: a new regulatory framework for individuals, July 2014.
 - 15) 「英健全性監督機構 (PRA) および英金融行動監視機構 (FCA) による市中協議文書「銀行の説明責任の強化: 英国外銀支店に係る規制」に対するコメント」, 「同: 銀行の役員個人に対する規制の枠組み」に対するコメント」全国銀行協会 (2015年5月25日, 2014年10月31日) 参照。
 - 16) FCA15/10, PRA9/15 をみると, Head of Overseas Branch (CEO) の下に業務ライン長 (OBSM), コンプライアンス役員 (MLRO, Compliance Officer) が就くイメージとなる。
 - 17) Consultation Paper FCA15/10, PRA9/15, Appendix 1.7 パラグラフ6.2, 本文パラグラフ

2.6, 2.13, 5.3。

- 18) Strengthening accountability in banking: a new regulatory framework for individuals – Feedback on FCA CP14/13/ PRA CP14/14 and consultation on additional guidance, March 2015, “Feedback on the Senior Managers’ Regime 2.5 Application to Non-Executive Directors (NEDs)” pp1-12.
- 19) Senior Management Regime の制度への転換は、集団的意思決定の壁により個人責任追究が困難となっていることがあるが、寧ろここでは NED の監視が不十分となり、経営陣の独裁が進むことの危惧を示しているとみられる。独立社外取締役の本来的機能発揮の前提条件、利益相反防止などを議論しているものと思料する。
- 20) Association of Foreign Banks, Senior Managers/Certificate Regime Wallchart, August 2015. Relevant Consultations: FCA CP/12, PRA PS16/15, PRA SS28/15.
- 21) Figure 3, page 16, Feedback Statement on FCA CP15/10.
- 22) PRA は、新しい EEA 支店 (incoming EEA branches) に対しては SMFs, 責任規定を適用していない。
- 23) 「The Extra-Territorial Application of U.S. Criminal Law 米国刑法の域外適用」 (Professor Joseph L. Hoffmann Maurer School of Law Indiana university ヨーゼフ・ホフマン インディアナ大学 ロースクール教授) 東京大学第49回比較法政シンポジウム『Modern Issues in American Law アメリカ法の現代的課題』(2015年8月5日) 参照。
- 24) 米国への輸入取引または輸入通商に関する行為についてアルコア事件控訴審判決 (1945年) を受けた1993年ハートフォード事件最高裁判決が基本先例として存在する。控訴審は外国人が外国において行った行為が米国に効果を与え、かつ行為者にかかる効果を与える意図がある場合にはかかる行為に対して米国法を適用できる、として域外適用を認めた。こうした反トラスト法領域の判例との整合性について (質問者は小原喜雄名誉教授), Joseph L. Hoffmann 教授は、域外適用の試みは① 米国が世界の規制当局になること, ② 世界的な規範形成の一環であること, の2つの見方があるが、FCPA では両方のアプローチを採ろうとしている。他方で OECD など国際機関を通して総意・規範形成を図る動きもあることを述べ、②のアプローチの一環として把握する。域外適用を巡る米国判例の動揺については、米国裁判所がセーフハーバーとなることを避けているとすれば、司法の判断と当局の意図は逆に結果的には同一方向にあるとも考えられようか。理論的整合性よりも広義の国益の保護に主眼があり、これもまた効果主義の範疇に入るとみられなくもない。
- 25) 私見であるが、英国規制当局は政策の独自性を強める方向の流れにあり、金融資本市場・証券取引所の国際競争の中で、あくまでも金融機関の体質改善、ひいては英国金融市場の競争力強化等に主眼がある。SMR の域外適用を本邦銀行の日本本社に及ぼすことには現時点では消極的なコメントが伝えられている。域外適用による海外銀行に対するエンフォースメント強化で摘発件数や制裁金収入は増加しても、日本市場の競争力強化に資することは矛盾ともなる。英国が SMR 導入による規制の独自性を強めることは国際礼譲 (international comity) とは逆の方向性であるが、域外適用の意味合いはその狭間で考察されるものとなろうか。

- 26) Consultation Paper CP18/15 Corporate governance: Board responsibilities May 2015 the Prudential Regulation Authority.
- 27) Senior Managers and Certification Regime: extension to all FSMA authorised persons, HM Treasury, October 2015.

* 本稿は、財団法人民事紛争処理研究基金の研究助成金を利用した研究成果の一部である。